

韓国知的財産ニュース 2015 年 7 月後期

(No. 299)

発行年月日：2015 年 8 月 6 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、7 月 15 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法及び実用新案法の一部改正令が施行 (2015. 7. 29.)
- 1-2 特許・実用新案法施行規則の一部改正令 (2015. 7. 29.)
- 1-3 特許料等の徴収規則の一部改正令 (2015. 7. 30.)
- 1-4 韓国特許法院に国際裁判部の設置を推進 (2015. 7. 31.)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、11 月に韓国最大の知的財産権展示会を開催 (2015. 7. 21.)
- 2-2 特許庁、仁川に第 5 番目の IP 創造 Zone を開所 (2015. 7. 21.)
- 2-3 特許庁、青少年大邱科学館探検隊を開催 (2015. 7. 21.)
- 2-4 特許庁、知財権虚偽表示の是正に注力 (2015. 7. 23.)
- 2-5 特許庁、特許開放の活性化でベンチャー・中小企業を支援 (2015. 7. 23.)
- 2-6 特許庁、IoT 分野における「未来特許紛争への対応戦略シナリオ」事業を本格化 (2015. 7. 30.)

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

- 3-1 特許庁、トレードドレスの機能性審査を強化 (2015. 7. 31.)

その他一般

- 5-1 デジタル・フォレンジック関連技術の特許出願が急増 (2015. 7. 27)
- 5-2 無人航空機の衝突回避技術に関する研究開発が活発化 (2015. 7. 29.)

- 5-3 2015年度第2四半期の知的財産出願、前年同期比9.3%増加 (2015.7.30.)
- 5-4 車の内装材技術に関する特許出願が増加 (2015.7.31.)

法律、制度関連

1-1 特許法及び実用新案法の一部改正令が施行

韓国特許庁(2015.7.29.)

特許法(法律第13096号、2015年1月28日公布)及び実用新案法(法律第13088号、2015年1月28日公布)の一部改正令が2015年7月29日付で施行されましたので、お知らせします。

○公知例外主張制度の補完

- 公知例外主張が「出願時のみ」可能となっており、クリエイティブなアイデアであっても出願時に公知例外主張をしないと特許を受けることができない問題を解消するため、出願以降にも明細書補正可能期間及び特許決定後から設定登録前(最大3カ月)の場合、これを補完することができるように改める。

※適用対象出願：2015.7.29.以降に出される特許出願から適用(実用新案も同様)

○分割出願可能期間の拡大

- 登録決定以降、標準決定等によって追加権利化の必要が生じても、主要国とは違って分割出願ができないという問題点を解消するため、特許決定後から設定登録前(最大3カ月)に追加の分割出願ができるように改める。

※適用対象出願：2015.7.29.以降の特許決定又は特許拒絶決定取消審決(特許登録を決定した審決に限り、再審審決を含む)の謄本の送達を受けた特許出願から適用(実用新案も同様)

より詳しい内容については、韓国特許庁のホームページ(www.kipo.go.kr)をご参照ください。

1-2 特許法及び実用新案法施行規則の一部改正令

韓国特許庁(2015.7.29.)

特許法施行規則(産業通商資源部令第144号)及び実用新案法施行規則(産業通商資源部令第145号)の一部改正令が2015年7月29日付で公布されましたので、お知らせします。

[主な内容]

- 包括委任手続の改善(第3条の2、第5条の2、別紙第3号書式)
- 公知例外主張の補完手続の整備(第20条の3)
- 特許出願表示関連規定の新設(第121条)
- 超高速優先審査制度の廃止(別紙第22号書式)

詳細の内容については、韓国特許庁のホームページ(<http://www.kipo.go.kr>)をご参照ください。

1-3 特許料等の徴収規則の一部改正令

韓国特許庁(2015.7.30.)

特許料等の徴収規則(産業通商資源部令第141号)の一部改正令が公布されましたので、お知らせします。

[改正理由及び主な内容]

特許出願の補正期間等に補完手数料を納付すれば、出願前に公知された発明や考案が、特許又は実用新案登録を受けられる権利を有する者の発明や考案であることを主張できるようにするという内容であり、「特許法」(法律第13096号、2015年1月28日公布、7月29日施行)及び「実用新案法」(法律13088号、2015年1月28日公布、7月29日施行)が改正されたことにより、補完手数料を電子文書にする場合は1万8千ウォン、書面にする場合には2万ウォンに定める一方で、

出願濫用を防止するために1つの出願に特許審査請求料又は実用新案審査手数料の免除を受けられる請求項は30個以下にし、個人の特許出願・実用新案登録出願又はデザイン登録出願が各々年間20件を超える場合には、出願料の減免率を30%にし、国に属する特許出願を共同で行う場合、平均減免率を適用し減免できる根拠を整備する等、現行制度の運営上の不備を改善・補完することを目的とする。

詳細の内容については、韓国特許庁のホームページ(<http://www.kipo.go.kr>)をご参照ください。

1-4 韓国特許法院に国際裁判部の設置を推進

韓国特許庁(2015.7.31.)

□IP Hub Court プロジェクト

- 特許法院を中心とした大韓民国 IP 専門裁判所を国際 IP 訴訟における中核裁判所(ハブコート)に跳躍させることを目的とする。
- 特許法院は、1998 年、アジア初の IP 専門裁判所として開院(日本 2005 年、中国及びロシア 2014 年) → アジアトップの専門性
- 韓国の司法府は、世界銀行が発行する「民事紛争解決における司法制度順位」で数年間世界 2 位を維持 → 1 千万人以上の国では世界 1 位(5 年間)
- 韓国の特許出願件数は世界 4 位 → 特許「創出」分野の先進国
- 優秀な司法インフラと特許創出分野の結合を通じて新たな司法モデル及び成長エンジンを提示

□IP Hub Court 推進委員会

- IP 分野は様々な利害が絡み合っている。→ 各分野から知恵を結集する必要がある。
- 大法院、法院行政処に設置された従来の委員会は、教授、弁護士、大学学長等、社会元老で構成されるケースがほとんどだったが、
- IP Hub Court 推進委員会は国会議員、国家知識財産委員会、法務部、特許庁、産業界、学界(工学、法学)、専門家団体等で構成 → 立法府、行政府(法務部ではなく、特許庁等)の参加は前例のないケース
- 裁判機能の本質上、受け身且つ慎重な姿勢を取ってきた司法府が「IP ハブコートの設置」という積極的でクリエイティブなプロジェクトのため、異例の委員会を構成 → IP ハブコートの設置への強い意志を反映

	姓名	所属	職位
共同 委員長	カン・ヨンホ	特許法院	法院長
	キム・ドンワン	セヌリ党	国会議員
	パク・ボムギェ	新政治民主連合	国会議員
行政府 委員	ボン・ウク	法務部	法務室長
	コ・ギソク	国家知識財産委員会	知識財産戦略企画団

			長
	ジェ・デシク	特許庁	特許審判院長
学界 委員	イ・グァンヒョン	KAIST	未来戦略大学院長
	チョン・サンジョ	ソウル大学校	教授
産業界 委員	アン・スンホ	韓国知識財産協会	会長 (サムスン電子 IP センター長)
専門家 委員	クオン・テクス	韓国知識財産権弁護士協 会	会長
	キム・サムス	大韓弁理士会	首席副会長
司法府 委員	ベ・ギョル	ソウル高等法院	部長判事
	イ・ジョンソク	特許法院	部長判事
	ハン・ギュヒョン	特許法院	首席部長判事

□第2回会議のテーマ「IP Hub Court の国際化－国際アクセスの強化」

○2015年6月4日第1回の会議では、今後の案件や日程が決められ、6月29日第2回の会議で、初の議論及び議決が行われた。

○議論のテーマは、「IP Hub Court の国際化－国際アクセスの強化」。

細部案件は、①国際裁判部の設置、②国際電子訴訟の導入及び活用策、③国際交流及びステータスの強化

○国際裁判部に関する議論は司法歴史上初めてで、

①法廷で英語等の外国語で弁論することを認める、②外国語で作成された書類や証拠を認める、③判決文については、まず韓国語で宣告した後、外国語翻訳サービスを提供する、との内容が議論された。

－国際裁判部は、アジア初の試みとされており、英語を使いこなしているスイスとドイツで最近、試験的に導入されている。

－特に、外国人の韓国特許法院へのアクセスを高めることができると期待される。

－国際電子訴訟や映像証言等についても司法アクセス向上策として議論される予定。

－国際裁判部の運営に欠かせないプロの通訳・翻訳家の採用や特許法院の判決を外国に知らせるための英文判例集の発刊等に必要な予算は2016年度予算案で申請済み。

推進委員会の議決・建議後、具体的な準備作業が始まる予定。

一次回の会議においても、IP Court の専門性強化等について議論される予定。

関係機関の動き

2-1 特許庁、11月に韓国最大の知的財産権展示会を開催

韓国特許庁(2015.7.21.)

特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する国内最大規模の知的財産権統合展示会「2015年度大韓民国知的財産大戦」が今年11月26日から29日までの4日間、ソウル三成洞 COEX にて開催される。この期間、「大韓民国発明特許大戦」、「ソウル国際発明展示会」、「商標・デザイン権」等のイベントが行われる。

今年で34回目を迎える「2015年度大韓民国発明特許大戦」では、8分野・100作品に対する優秀発明品授賞と展示が行われる。出品作品の受付期間は、7月20日から8月17日までとなっており、募集対象は、特許・実用新案・デザインを出願又は登録した権利者とその承継人の発明品(技術を含む)で、韓国国民なら誰でも応募できる(学生と外国人は除く)。

今年で11回目を迎える韓国最大規模の国際発明品展示会「ソウル国際発明展示会」は、世界各国から出品された発明品を一カ所に集め、優れた発明品を選抜する競合の場で、受付期間は7月27日～10月16日までとなる。去年開かれた「ソウル国際発明展示会」には、世界34カ国から計723点の斬新な発明品が展示された。国内外に特許、実用新案、デザインを出願中又は、登録した権利を保有した大学生以上の人、又は企業であれば誰でも申し込みできる。

今年で第10回目となる「商標・デザイン権」では、商標・デザイン権に関する最新製品が展示されるとともに、企業の中核資産である優秀商標を発掘して授賞する「優秀商標コンテスト」が開かれる。優秀商標コンテストの受付期間は7月27日から8月24日までとなる。同コンテストには、韓国人で過去5年以内に特許庁に登録された斬新でクリエイティブな「商標」や「サービス標」の権利者なら誰でも応募できる。

2-2 特許庁、仁川に第5番目のIP創造Zoneを開所

韓国特許庁(2015.7.21.)

特許庁は、7月20日午前11時30分、仁川商工会議所内の仁川知識財産センターにて「IP創造Zone」を開所すると19日発表した。

「IP創造Zone」は去年6月にオープンした江原道を皮切りに、釜山、大邱、光州に続き、5番目に仁川地域に開所する。

「IP 創造 Zone」は、個人のクリエイティブなアイデアが起業につながるよう、自治体と協力して構築した空間で、段階的プログラムによる地域の知的財産の創出・活用・保護を目指している。

創作教室では、発明方法や起業の手続き、試作品の製作等について教育を行い、特許研究室では、専門家相談を通じてアイデアをアップグレードする。起業保育室では、関係機関との連携を通じて事業化を支援する仕組みとなっている。

今年7月までの1年間、全国4カ所のIP創造Zoneでは、創作教室に279人、特許研究室に189人が参加しており、アイデア創出件数は計300件、アイデアの権利化件数は計127件となっている。

特許庁のパク・ジュヨン地域産業財産課長は「IP創造Zoneは誰もが利用できる上、地域住民の近くにあり、住民の知的財産権へのアクセスアップに貢献している。仁川は、産業財産権出願で全国4番目*(2013年度:約1万51千件)の都市でありながら、個人による特許出願の割合が高い**等、今後、仁川IP創造Zoneの活躍が期待される」と述べた。

* 2013年度地域別産業財産権出願件数

: ソウル(約13万件)、京畿(約10.3万件)、大田(約1.6万件)、仁川(約1.5万件)

** 過去10年間仁川における出願人別特許出願割合(2002~2013年韓国の特許動向)

: 企業(56.16%)、個人(37.82%)、教育(5.38%)、公共(0.64%)

2-3 特許庁、青少年大邱科学館探検隊を開催

韓国特許庁(2015.7.21.)

特許庁は、国立大邱科学館と共同で7月17~18の両日間、「2015年度青少年大邱化学館探検隊」イベントを開催した。国立大邱科学館で開かれた同イベントでは、「天地人プログラム」、「1泊2日発明・科学キャンプ」を通じて小中高校の80人を対象に、発明と科学との融合について教育が行われた。

特許庁の国際知識財産研修院と国立大邱科学館が主催し、韓国発明振興会が主管した同イベントは、去年4月、国際知識財産研修院・国立大邱科学館・韓国発明振興会の間で締結された「知的財産基盤の創意人材養成及び発明・科学大衆化に向けた協力に関する

る了解覚書」による初の事業である。

同日、「天地人プログラム」には小学生約 30 人が参加し、地域の特性である漢方文化と発明・科学を融合させた様々な体験を通じて発明原理への理解を深めた。

また、中高生 50 人は「1 泊 2 日発明・科学キャンプ」に参加し、3D プリンタを活用した創意性教育、太陽・星座観測、天体投影質の観覧等、創意性と想像力の向上につながる様々な体験教育を受けた。

特に今回の大邱科学館探検隊は、同地域の特性である漢方文化を発明・科学教育に活用し、当該地域の青少年を優先選抜する等、地域の発明教育の発展に貢献したことから、地域住民から大きな歓迎を受けた。

国際知識財産研修院のビョン・フンソク院長は「科学は発明の基礎となるだけに、科学と発明は切っても切れない関係だ。国立大邱科学館の質の高い科学教育プログラムに国際知識財産研修院の発明教育の運営ノウハウが加わり、さらに充実した青少年教育プログラムが生まれたと思う。今回の大邱科学館探検隊が、青少年にとって、クリエイティブとチャレンジ精神を育むきっかけになることを期待する」と述べた。

一方、特許庁の国際知識財産研修院と韓国発明振興会は、発明・科学文化を全国に広めることを目標に、全国各地の科学教育機関と協力し、引き続き、科学館探検隊を運営する計画だ。

2-4 特許庁、知財権虚偽表示の是正に注力

韓国特許庁(2015.7.23.)

特許庁は、7月22日、ファン・ギョアン國務総理主宰で開催された第14回国家知識財産委員会に「健全な取引秩序の確立に向けた知識財産権表示改善案」という案件を想定し、発表した。

最近、オンラインショップ等において、知財権を虚偽表示し広告するケースが増えていることから、特許庁は、これに対応するとともに公正且つ透明な知財権表示秩序を確立するため、今回の対策をまとめた。

知財権表示は、製品に使われた知財権に関する情報を第3者が分かるように、対外的

に表示することを意味する。特許の場合、特許法関連規定(特許法第 223 条、特許法施行規則第 121 条)には、「特許」という文字と当該特許番号を物、又は物の容器、包装に表示することが定められている。

このような知財権表示は、製品の品質に対する消費者の信頼に大きな影響を及ぼすだけでなく、不要な知財権紛争の予防や、当該技術分野への重複投資の防止、改良発明の促進等の効果があり、非常に重要な意味を持っている。

しかし、韓国の場合、知財権表示に対する認識や活用が十分でない状況だ。最近、特許庁が実施した知財権表示に関するアンケート調査によると、知財権を表示している企業は 32.4%に止まっており*、知財権表示への企業の関心が低いことが分かった。これは、知財権表示の活性化に向けた環境整備や政策の後押し、さらには国民の認識も足りないからだと考えられる。

* 105 企業を対象にアンケート調査を実施した結果、32.4%が知財権の表示を行っており、67.6%は行っていないことが分かった。

知財権を表示している場合であっても、オンラインショップ、新聞・雑誌、広告紙等において、誤った表示事例が多数発生し、問題となっている。オンラインショップにおける知財権表示実態調査の結果、特許が表示された広告の中で、正しく表示された件は 57%であるのに対し、虚偽表示*6%、残りの 37%は、不十分な表示**であることが明らかになった。虚偽表示や不十分な表示は、製品の技術や品質について、間違っただけの情報を提供し、被害をまねきかねない。

* 出願中の製品を登録されたように表示したり、拒絶されたものを特許登録されたように表示する等、知財権を虚偽表示するケース

** 特許番号が不明確又は、特許番号が表示されていないケース

＜韓国の主なオンラインショップにおける特許表示現況＞

全体	正しい表示	虚偽表示	不十分な表示	
			特許番号不明確	特許番号未表示
28,123 件 (100%)	15,998 件 (56.9%)	1,689 件 (6.0%)	2,535 件 (9.0%)	7,911 件 (28.1%)

特許庁は、知財権表示制度の活性化策の一つとして、米国、英国等が採用しているネット特許表示制度を導入することを決めた。ネット特許表示制度は、製品又は製品の容

器、包装にネット住所を表記し、当該ネットページに製品の特許番号を掲載する制度だ。製品に直接特許番号を表記する従来の方式より時間と費用が軽減できる上、ネット環境がしっかり整っている韓国にとっては活用しやすい制度とされる。

知財権の虚偽表示への国民の認識向上に向けた政策も進める計画だ。正しい知財権表示に関するガイドラインを策定・配布し、関連教育とPRも強化していくとしている。

知財権虚偽表示の防止対策としては「知財権虚偽表示通報センター」を設置・運営し、虚偽表示に対する行政・司法措置を強化する予定だ。通報センターでは、虚偽表示に関する通報の受付や相談、虚偽表示モニタリング・実態調査等の役割を担当する。通報された虚偽表示については、特許庁が積極的な行政指導を行い、同一の虚偽表示が3回以上摘発される場合には刑事告発措置も取る計画だ。

一方、国民の誤解を招く知財権出願の表示方法を変更する案も検討することにした。「出願」という用語は、知財権を獲得するために願書を出すという意味だが、国民は、知財権が登録されたことと誤解する傾向があった。このような問題を解決するために、知財権出願の表示をする際には、「審査中」という文句を含むよう、関連法令を整備する計画だ。また、国民の理解を助けるために「出願」という用語を「申請」に変更する案も検討するとしている。

* 表示例：特許出願(審査中)第10-2014-0012345号

チェ・ドンギョ特許庁長は「知財権表示は、ネットショッピングのような国民の生活に身近なものに係わっているにもかかわらず、これまではあまり重要視されなかった。今回の対策をきっかけに、国民に混同・被害をもたらす知財権の虚偽表示を是正し、公正な知財権表示文化の定着に向け改善していきたい」と述べた。

2-5 特許庁、特許開放の活性化でベンチャー・中小企業を支援

韓国特許庁(2015.7.23.)

□ 特許を無償でベンチャー・中小企業に開放する場合、特許料*の50%減免が受けられる。また、開放された特許がベンチャー・中小企業に円滑に移転され事業化につながるよう、政府の支援が強化されるとともに、開放特許を一カ所で統合検索できるようになる。

* 特許料：特許所有者が特許権を維持するために、毎年特許庁に納付する手数料

- 特許庁は、このような内容を骨子とする「特許開放及び活用促進策」が 7 月 22 日に開催された第 14 回国家知識財産委員会で確定したと発表した。
- 最近、LG が忠北(忠清北道)創造経済革新センターを通じて約 5 万 2 千件の特許を開放し、サムスンも大邱創造経済革新センターで 3 万 8 千件の特許を開放する等、大企業は、特許開放を通じてベンチャー・中小企業の新製品開発に積極的に乗り出している。

＜創造経済革新センターを通じた特許開放現況(2015 年 6 月)＞

(LG) 特許 52,000 件を有・無償開放 (サムスン) 特許 38,000 件を有・無償開放
(現代自動車) 特許 1,400 件を有・無償開放 (SK) 特許 600 件を有・無償開放

- これを受けた政府は、企業の自発的な特許開放を一層促進し、開放された特許がベンチャー・中小企業で効果的に活用されるよう支援することを目的に今回の対策をまとめた。
- ① まず、企業等がベンチャー・中小企業等に特許(実用新案、デザインを含む)を無償で譲渡又は実施許諾を行う場合、特許料の最大 50%減免*(今年 11 月から)が受けられる。

*特許庁に特許料を納付する際、現金の代わりに使える IP ポイントとして提供

- 特許の無償実施を許諾する場合、特許料 50%減免に相当するインセンティブを提供
- 特許の無償譲渡を行う場合、一定の金額のインセンティブ(1 件当たり約 30 万ウォン)を提供

＜特許料減免インセンティブの要件(案)＞

区分	無償実施	無償譲渡
支援内容	特許料 50%に相当する IP ポイント	1 件当たり 30 万ウォンの IP ポイント
公示	韓国発明振興会の知識財産取引システム [創造経済革新センターウェブサイトと連携推進] に無償譲渡 (譲渡、実施等) を公示すること	
契約期間	無償通常実施 (多数に実施許諾) 専用実施 (1 カ所のみを実施許諾) の契約が 1 件 (契約期間 3 年以上) 以上存在し、契約期間範囲以内であること	開放特許の譲渡を受けた中小企業等が 1 年分以上の特許料を納付すること
権利関係	特許登録原簿に通常実施権、専用実施権、権利移転が登録されること	
契約者	無償通常実施・専用実施、譲渡の契約当事者が法律上特殊関係人でないこと	

- ② 全国の「創造経済革新センター」に「特許取引専門官*」を配置させることで、開放特許が地域のベンチャー・中小企業に円滑に移転され、新製品開発に活用されるように支援する。

* 需要技術の発掘や供給技術マッチング等を担当する特許技術取引専門家

ー今年にソウル、大田、大邱、光州等に 9 人の特許取引専門官を配置させ、2 月から忠北、大田、大邱の創造経済革新センターにおける特許開放をサポートしており、来年には、創造経済革新センターが設置されている 17 市・道全体へと支援地域を拡大する計画だ。

- ③ 特許技術の需要者と供給者の間で、開放特許をマッチングできる基盤を整える。

ー今年末まで、特許技術の需要企業・供給企業、金融機関、特許取引専門機関、民間の技術取引機関等が参加する自発的な開放特許マッチング環境を整備し、

ー来年の上半期には、「知識財産取引情報システム」をアップグレードし、企業や政府出捐機関等が開放した特許をより容易に統合検索できるようにする予定だ。

- チェ・ドンギョ特許庁長は「今回の政策が施行されれば、ベンチャー・中小企業は、大企業の優れた開放特許を利用して新製品を開発して特許競争力を高めることができると期待している」とし、「今後も引き続き、創造経済の実現と大企業・中小企業の共生に向け、特許開放がさらに進むよう後押ししていきたい」と述べた。

2-6 特許庁、IoT 分野における「未来特許紛争への対応戦略シナリオ」事業を本格化

韓国特許庁(2015.7.30.)

最近、モノのインターネット (IoT) 分野における企業間競争が激化していることを受け、特許庁は、同分野の海外特許紛争を予め予測し対応戦略を示す「未来特許紛争への対応戦略シナリオ」事業を本格的に進める計画だ。

英国の IoT 専門コンサルティング社、マキナリサーチの 2013 年の発表によると、IoT 関連市場は 2013 年の 2 千億ドルから 2020 年の 1 兆ドルへと、年平均約 26%の成長が見込まれている。これにより、米国、欧州、日本、中国等による市場主導権争いがさらに激しくなるものと予想されている。

特許庁の「未来特許紛争への対応戦略シナリオ」事業は、韓国企業の海外進出が期待できる技術分野を中心に、未来の特許紛争動向を予測し、海外進出した企業が早めに対応できるように支援することを目的とする。

今回の事業を通じて、IoT の標準化動向、特許分析、先行ライバル社や特許管理専門事業者 (NPE) の戦略の分析、紛争事例の分析及び未来紛争予測等を行い、今後発生しかねない特許紛争に対する対応シナリオを作る計画だ。

特許庁は、国内の IoT 関連団体等を通じて対応シナリオを普及させ、同分野の特許紛争に対する業界の共同対応を促す予定だ。

特許庁ソ・ウルスの産業財産保護政策課長は「IoT 分野の技術・市場の先取りを狙う先行ライバル社や NPE の攻撃が激しくなることが予想されるだけに、今回の事業が韓国企業の特許紛争の予防に向けたガイドラインになることを期待する」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 特許庁、トレードドレスの機能性審査を強化

韓国特許庁(2015. 7. 31)

今後、商品の機能に欠かせない形状や色彩等を持つトレードドレス(Trade Dress)については、商標登録を受けることが難しくなる見通しだ。

特許庁は、トレードドレスの機能性審査を強化することを骨子とする「立体商標等の機能性審査ガイドライン」を策定し、8月の審査から適用すると30日に発表した。

*トレードドレス(Trade Dress)：形や色彩、大きさ等、商品やサービスのイメージを表す外形や飾りを意味し、代表的な例には、他の飲料水瓶と区別される括れた腰の形やウェーブ模様を持つコカコーラ瓶がある。

これまで、国内ではトレードドレスの機能性に係わる判例がなかった上、機能性に関する細部の審査基準に不備があり、主に自他商品を区別する要素である識別力*判断を中心に商標審査が行われた。

*商標の識別力：自分の商品と他人の商品を区別できるようにする弁別力のことを意味する。一般的に、商品の形状や品質、効能等を直接表示するものは識別力のないものと見なす。

実際、立体商標制度が導入された1998年から今年6月までの間、1,128件の立体商標が出願され、263件が登録されたが、機能的形状を理由に登録が拒絶されたケースは去年の10件を含め、ここ3年間13件に留まっている。

特許庁は、トレードドレスが商標として出願されると、識別力だけでなく、機能性の有無に重点をおいて審査を行う計画だ。識別力のない商標であっても使用による識別力を得た場合は、例外として商標登録を受けられるが、機能性が支配的である場合には商標登録を受けることはできない。

非機能的な要素が一部含まれている場合でも、全体的に機能性が支配的だと判断され

れば、商標権を付与しない方針だ。機能的形状や模様等に独占権を与えると、同種業界の自由な競争を制限する結果を招きかねないからである。

特許庁のこのような方針は、サムスンとアップルのスマートフォンデザイン特許紛争において、米国の連邦巡回控訴裁判所から i-phone の外観は機能性を持つためトレードドレスとして保護を受けることはできないという判決が言い渡されてから出されたもので、注目を集めている。

昨年 5 月、米国の連邦巡回控訴裁判所は、サムスン電子が i-phone の外観(トレードドレス)を盗用したというアップルの主張に対し、i-phone の外観の角丸四角形は製品の携帯性や耐久性を向上させ、平たい四角形のディスプレイ画面は画面の大きさを最大化する等、機能性を持つため、トレードドレスとして保護を受けることはできないとの判決を言い渡したことがある。

特許庁のチ・ギュワン商標デザイン審査局長は「最近、様々なマーケティング手法が試され、製品の形状や色彩、ひいては音や香りまで商標登録を受けて活用しようとするケースが増えている」とし、「ただ、権利の確保ばかりにこだわるよりは、競争秩序を乱さない範囲で、差別化されたデザインを持つブランドや製品の開発に取り組む戦略が必要だ」と述べた。

その他一般

5-1 デジタル・フォレンジック関連技術の特許出願が急増

韓国特許庁(2015. 7. 27.)

犯罪捜査における現場鑑識は、事件の糸口を探す上で欠かせないプロセスである。しかし、デジタル時代である今、犯罪捜査において非常に重要な役割を果たしているものがもう一つある。それはデジタル鑑識¹⁾だ。デジタル機器が生活に欠かせないものとなり、犯行の痕跡がデジタル情報に記録されている場合も多いからだ。また、デジタル情報は、削除された過去の記録まで復元できるため、現場鑑識では得られない特別な証拠を提供することもできる。

特許庁によると、2001 年から 2014 年までの間、デジタル鑑識関連技術の特許出願は計 135 件に上る。2006 年までは年平均 3 件にすぎなかったが、2007 年以降年平均 15 件

に急増した。

このような特許出願増加の背景は、現在、デジタル鑑識の活用範囲が捜査機関だけでなく、関連機関²⁾や民間企業にまで拡大している上、国内外の関連市場の規模が急速に成長³⁾していることがあると分析される。

出願人別に見ると、国及び公共研究機関が40%、韓国企業が20%、外国企業が16%、個人と大学がそれぞれ16%、7%を占めている。今のところは、政府主導の下、犯罪捜査のような公共分野を重心に技術開発が活発化しているものと分析される。

デジタル鑑識の対象別に分析してみると、コンピューター・サーバーを対象にした出願は46%、モバイル・組み込みシステムは33%、インターネット・ネットワークは18%、データベースは3%となっている。ここ4年間のコンピューター・サーバーを対象にした出願が減少傾向にあるのに対し、モバイル・組み込みシステム対象の出願が急増しているのが特徴だ。この背景には、スマートフォン等モバイル機器の普及により、いわゆるモバイル鑑識の割合が高まっていることがあるとみられる。

特許出願の主な技術としては、原本データから証拠になる資料を収集する技術、収集した資料を検索・分析する技術及び削除された資料を復元する分野がある。最近の情報技術動向により、クラウドコンピューティングとビッグデータから犯罪証拠を探し出す技術も出願されている。鑑識対象の代表例として、フェースブック、ツイッター、カカオストーリー等ソーシャルネットワークサービス(SNS)にある情報等が挙げられる。

国別にみると、米国は最先端の技術でデジタル鑑識の世界市場をリードしており、国際舞台で特許の保護を受けるためのPCT⁴⁾国際出願件数においても、約70%を占めている。これに対し、韓国は4%、欧州及び日本、中国もそれぞれ7%未満に止まっており、米国に比べ相対的に技術競争力が弱いことが分かった。

特許庁の関係者は「デジタル鑑識技術は、かつて、コンピューターやインターネットすでにクラウドコンピューティングやモバイル SNS 環境にまで拡大した。近いうちに、情報技術が融合されたモノのインターネットとフィンテック環境にまで拡大すると予想される。従って、未来の情報技術環境変化に適用されるデジタル鑑識技術開発に関心を持つ必要がある」と述べ、「デジタル鑑識技術の国内市場を外国企業が掌握している現状⁵⁾を乗り越え、成長するグローバル市場を先取りするためには、特許競争力の確保が欠かせない」と指摘した。

- 1) デジタル鑑識は、コンピューターや携帯電話のようなデジタル機器及びインターネット上に残っているデジタル情報を収集・分析し、犯罪と関連のある証拠を探し出す捜査方法のことをいう(デジタル・フォレンジックともいう)。代表的にコンピューターの記録媒体、電子メールのアクセス記録、携帯電話の通話記録、ソーシャルネットワークサービス(SNS)の情報が対象となる。
- 2) 国税庁(脱税等の調査)、関税庁(密輸等の調査)、特許庁(偽造商品等の調査)、中央選挙管理委員会(違法・脱法選挙事犯の調査)、韓国著作委員会(著作権違反事例の調査)、公正取引委員会(カルテルの調査)等
- 3) デジタル・フォレンジックの世界市場規模：2013 年度約 14 億ドル→2018 年度 23 億ドル(KISTI MARKET REPORT 2014 年 9 月号)
- 4) 特許協力条約(Patent Cooperation Treaty)：一つの国際出願書の提出により、条約加盟国全体に同時に特許出願する効果を持つ国際条約
- 5) 電子新聞 2014 年 10 月 21 日、キム・ジョングアン代表は「PC とサーバー、ネットワークのデジタル・フォレンジック市場は、外国企業のシェアは 95%以上」と指摘。

5-2 無人航空機の衝突回避技術に関する研究開発が活発化

韓国特許庁(2015. 7. 29.)

無人航空機(ドローン)の活用が急増し、建物や旅客機との衝突事故への懸念が強まる中、ドローンの安全運行への対策を迫られている。こうしたことから、最近、無人航空機衝突回避技術に対する関心も高まっている。

特許庁によると、ドローンの衝突回避技術に関する特許出願は、2009 年から 2011 年までの 3 年間 8 件に過ぎなかったが、ドローンの大衆化が急速に進んだこの 3 年間(2012 年～2014 年)には 21 件に急増し、出願増加率は 163%に達する。特に韓国の研究グループによる出願が過去 3 年間の出願全体の 70%を占めており、無人航空機分野の将来のコア技術の一つである衝突回避技術の研究開発が活発化していることが分かった。

最近急増しているドローンの活用がさらに拡大されるためには、飛行時に誘引航空機並みの安全信頼度を確保することが欠かせないが、これを可能とする技術が衝突回避技

術なのだ。ドローンの衝突回避技術は、大きく、地上でパイロットが画面やレーダーを通じて飛行体を観測し衝突を検知・回避する「地上型衝突回避技術」とドローンに直接センサーを装着し自ら衝突を検知・回避する「搭載型衝突回避技術」に分けられる。

このうち、実用化段階により近づいた「地上型衝突回避技術」は、地上統制所と無人航空機との間でのリアルタイム情報送受信技術、無人航空機制御技術が中心となっている。現在、国内に特許出願された技術の約70%が地上型衝突回避技術に関するものであるが、これは、搭載型衝突回避技術に発展するためのかけ橋の技術という意味を持つ。究極の衝突回避技術とも言える搭載型衝突回避技術には、周辺障害物検知技術、自動衝突回避制御等がある。

ドローンの衝突回避技術分野における先進国である米国では、過去10間、123件の衝突回避関連特許が出願される等、技術革新をリードしている。しかし、米国が2009年から2011年までの3年と、過去3年(2012年～2014年)の特許出願件数がそれぞれ38件、40件と、同じ水準に止まっているのに対し、韓国の場合、最近出願件数が急増していることは歓迎すべきことだと言える。

しかし、多くの国内研究機関や大学は、ドローン衝突回避技術の研究結果を論文で発表しているだけで、特許出願にはつながっていないのが現状だ。過去10年間、国内で発表されたドローン衝突回避技術に関する論文は計58件に達するが、特許出願につながったものは4件に過ぎず、改善が急がれる。

特許庁の関係者は、「無人航空機の衝突検知及び回避技術は、航空宇宙分野の10大有望技術の一つで、将来のドローン市場を先取りするための重要な技術」とし「衝突回避技術開発にさらに取り組むだけでなく、研究結果を早期に特許出願し特許権を確保する戦略も切に求められる」と述べた。

5-3 2015年度第2四半期の知的財産出願、前年同期比9.3%増加

韓国特許庁(2015.7.30.)

- 2015年度第2四半期に特許庁に出願された知的財産権は計118,347件で、前年同期比、大幅に増加したことが分かった。
- これは、過去5年間の第2四半期出願件数増加率(前年同期比)の中で、最大の増加率となる。

- 権利別では、前年同期に比べ、特許、実用新案、デザイン、商標がそれぞれ 5.0%(2,502 件)、4.0%(2,338 件)、3.5%(553 件)、17.2%(6,888 件)増加した。
- 主体別にみると、出願全体の 86.6%(99,762 件)が韓国人、13.4%(15,475 件)が外国人による出願だった。
 - 前年同期比、韓国人による出願は 10.6%(9,597 件)増加した反面、外国人による出願は△1.1%(174 件)減少した。
 - 外国人による出願を国別にみると、米国 4,858 件、日本 4,286 件、中国 1,300 件、ドイツ 1,163 件、フランス 657 件の順となっている。
- 類型別では、個人(41,125 件、35.7%)、中小企業(31,836 件、27.6%)、大企業(12,870 件、11.2%)、中堅企業(5,782 件、5.0%)、大学及び学校(4,780 件、4.1%)の順で出願しており、
 - 前年同期比、大学及び学校による出願は 19.2%(771 件)、中小企業は 16.7%(4,557 件)、個人は 14.3%(5,146 件)増加したが、大企業による出願は△6.1%(836 件)減少していることが分かった。
- 特許庁の関係者は「第 1 四半期に続き、第 2 四半期にも知的財産権の出願が増加し続けるということは、産業・研究現場におけるイノベーション活動が増加していることを意味すると思う」と述べ、政府の創造経済政策の持続的な推進やそれに伴う創造経済活性化努力により、知的財産出願は今後も増え続けるだろう」との見通しを示した。

5-4 車の内装材技術に関する特許出願が増加

韓国特許庁(2015.7.31.)

特許庁によると、過去 10 年間(2005~2014 年)、車の内装材に関わる特許出願は年平均 44 件と、出願が絶えず続いている。

内装材は、車の内部を構成しているあらゆる部品のこと、座席や天井・ドアの仕上げ材を始め、安全面で重要な役割をするインストゥルメントパネル(Instrument-Panel)等がある。内装材は、ほとんどの場合、金型を利用して製造されているが、プレス、真空、射出、発泡等の方法で内装材に求められる様々な機能を実現する。

内装材の代表的な機能としては、装飾性、安全性、利便性等がある。多様な色やパターンを活用して個性を表す装飾機能に加え、利便性と安全性のための機能も非常に重要だ。具体的な例として、熱気や冷気の保存又は遮断のための断熱機能、騒音に関わる遮音・吸音機能、万が一の状況で外部の衝撃から搭乗者を守るための衝撃緩和機能等がある。

国内市場では国産車の消費割合が高いため、韓国人による出願が外国人による出願より約3倍多くなっているが、外国企業の市場進出の拡大や消費者性向の変化等の影響で、今後は外国人の出願がさらに増えると予想され、国内企業は対応を迫られている。

韓国人による出願の中では、研究所や大学の割合が極めて低い反面、企業の割合(77%)は大きくなっていった。中堅・中小企業による出願件数は、大企業と大きな差はなく、他分野に比べ中堅・中小企業による出願割合は相対的に高い。内装材は車種によって形状や素材に差が大きいため、これまでは研究所や大学での長期的な研究開発よりは、直ちに活用できる応用技術の開発を中心に依頼されてきたが、コア技術の開発に向けた研究所・大学における中長期的なプロジェクトの必要性も高いと考えられる。

最近では、搭乗者の乗り心地を向上させるために、シートパッドを複数のエリアに分け、硬度に差をつけて製造する技術や、従来の方法では結合が困難、又は強度の弱かった金属と樹脂材料を強い強度で結合する技術、磁気力により金属粒子が内装材の表面に密集するようにして少量の金属粒子で金属質感を出す金型技術等が依頼されている。

また、環境問題とともに燃費等の経済性も重要となり、軽量化に向けた新たな素材の開発や韓紙、竹のような天然素材又はバイオ複合材料等、環境にやさしい素材を使用するための技術も依頼されている。

より多くの機能を提供するために内装材の形もさらに複雑になっており、特性の異なる金属、樹脂、天然素材等の多様な素材を同時に使うことも増えているため、これらを効果的に結合させる必要性も増している。

女性ドライバーの増加や車の利用時間の増加に伴い、エンジンの性能や外観に加え、内装材の多様な機能が、車を選択する上でより重要な基準になるとみられる。これによって、消費者に選ばれるための、複合機能を備えた内装材の重要性がさらに増大する見通しだ。

特許庁のキム・ヒテ加工システム審査課長は「様々な素材を使用して内装材をより効

率的に成形するための方法はもちろん、ここに使われる金型に関わる技術開発を急ぎ、関連コア技術の特許権を確保することが求められる」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム